

番号	29 - 10	申請者	副院長 上山 秀嗣
<p>【審査申請課題】</p> <p>「新たに作成した心肺蘇生を行わない (DNAR) 指示の説明・同意書, および延命治療の指示の説明・同意書の倫理的妥当性に関する検討」</p>			
<p>【審査課題の概要】</p> <p>当院では約10年前より, 難病や癌の末期, 老衰などの現代の医学では治療法のない患者に限って, 重症急変時には延命のための心肺蘇生術を行わない方針に関する同意書として, 「延命治療処置に関する意志確認・同意書」を使用してきた。本同意書は病状が急変し心肺停止しても心肺蘇生術を行わないというDNAR (Do Not Attempt Resuscitation)指示と, 根本治療法が無い患者に対して行う輸液, 輸血, 栄養補給などの延命治療を行う指示の両者を併せた同意書になっていたため, いくつかの問題点を有していた。例えば, 方針の選択肢が全ての治療処置を希望します, 全ての治療処置を希望しません, 一部の治療処置を希望しますという3択になっているため, 一部の治療処置を希望し, 希望する治療内容として心臓マッサージのみ希望と記入する例があった。これは医学的にはほとんど意味の無い指示であると思われる。また, 一部の治療処置として輸液, 輸血, 人工透析といった延命治療に関する記載も見受けられた。今回, これをDNAR指示の同意書と延命治療同意書の2つに分割するとともに, 平易な用語説明を加えて, より患者家族にわかりやすい同意書とすることを目標に改訂を行った。</p>			
審査結果	承認 (平成29年7月18日)		